

条 例

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号イ中「記録紙を使用する」を「一時間における使用水量を記録する」に、同号ロ中「記録紙を使用しない」を「一時間における使用水量を記録しない」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。